

第一章 現代世界の中のサウディアラビア

小杉 泰

1. はじめに

サウディアラビアは世界最大の石油輸出国であり、世界と日本の経済にとってきわめて重要な国である。その一方で、同国は世界的にも珍しいイスラーム国家の形態を持ち、国王が「2聖都の守護者」としてイスラーム世界の盟主を任ずる、きわめてユニークな国である。同国を理解することは、必ずしも容易ではない。

本章では、イスラーム国家として建国され運営されてきた同国について、イスラーム世界に固有の論理・歴史とともに、現代世界の文脈の中に位置づけて、考察を加える。

2. 危機を生き延びた王国

サウディアラビア王国は1999年に建国百年祭を祝った。1902年に、後に「建国の父」となるイブン・サウドが父祖の地リヤド城を奪回してから、イスラーム暦で百年が経過したのである（太陰暦は、太陽暦より1世紀につき3年ほど短い）。

第2次サウド王朝が崩壊して以降、サウド家は亡命の地クウェートで不遇を困っていたが、リヤド城の奪回から新たな建国運動が始まった。アラビア半島の各地を征服して、1932年には「サウディアラビア王国」を正式名称として、国際的にも認知されるにいたった。この頃経済的には、世界恐慌の影響で巡礼者が激減し、巡礼による収入が減少して財政難にぶつかっていたのであるが、石油の発見により新たな道が開けた。その後のエネルギー革命もあって、産油国としての地位は揺るぎないものとなり、50～60年代のアラブ民族主義の革命の時代も生き延びて、「イスラームの盟主」として地域大国の1つとなった。

しかし、70年代後半から顕在化したイスラーム復興の波によって、この王国も安閑としてはいられなくなった。1979年2月にペルシア湾の対岸にあるイランではイスラーム革命政権が誕生したが、同年11月、メッカでサウド体制に反対する武装蜂起が起こり、さらに12月には東部州のシーア派の反乱が起こった。この時、サウディアラビアは屋台骨から揺らぎ、「はたして、王国はあと10年生き延びうるか」という悲観的な観測すらなされた。さらに同12月には、イラン革命波及の脅威に備えるためソ連軍がアフガニスタンに侵攻し、サウディ周辺の危機はいっそう高まった。

80年代には、イスラーム革命の可能性が湾岸全体を覆い、イラクが革命の防波堤とし

てイランとの戦争を遂行することになった。それ以前のイラクは、サウディアラビアをはじめとするアラブ君主国にとって、湾岸での共和革命をめざす敵であったが、イスラーム革命という新たな脅威の前に、サウディアラビアは旧敵を支援せざるをえなかった。しかし、このことはイラクの軍事大国化をもたらし、いったんイランの脅威が押さえ込まれると、今度はイラクの牙がそれまで友邦であったクウェート、サウディアラビアに向けられることになった。1990年8月、イラクによるクウェート併合である。イラクの直接的脅威はサウディアラビアにも及んだ。そのためサウディアラビアは、米英仏をはじめとする西洋諸国、エジプト、シリアといった域内の友邦の支援を得て自国防衛を図った。91年に湾岸戦争が起これ、多国籍軍によってクウェートが解放されたことは周知の通りである。

10年以上にわたって、イラン革命や自国でのイスラーム反体制運動、アフガニスタンへのソ連軍の侵攻、イラン・イラク戦争、湾岸危機・戦争、とサウディアラビアにとっては直接的な危機が続いた。さらに、80年代に石油収入の低迷によって経済的に困難な時期となったのみならず、湾岸危機・戦争での大きな財政負担がかかり、国力を大きく消耗する結果となった。

このような危機的状況の連続を思い返すならば、建国百年祭を迎えて、無事に20世紀を乗り切ったことは、王国の関係者にとって慶賀すべき状態であったに違いない。今日のサウディアラビアは石油産出量、確認原油埋蔵量などの点で、世界最大の石油国であり、21世紀においてもその地位が続くであろうことは疑いをいれない。その政治的・社会的安定は、世界経済にとっても大きな意味を持っている。

以下では、このようなサウディアラビアがいかなる特徴を有した国であり、それがどのような問題群に直面しているのか、それらの問題群に対してこの国がどのような対応をなしているのか、といった観点に立って、論究を進める。

3 . 20世紀のイスラーム君主制

(1) 統治基本法

湾岸戦争が終わった後の1992年に、ファハド国王は「統治基本法」を公布して、国家体制のあり方を明示した。それによれば、「王国の宗教はイスラームであり、憲法は神の書〔クルアーン〕と神の使徒〔ムハンマド〕のスンナ（慣行）である」(第1条)とされる。聖典クルアーン（コーラン）を憲法とするというのは、近代化を推進し名君とうたわれたファイサル国王（第3代、在位1964-1975）が常々語っていた言葉である。法学的

見地から見ればこの「国家基本法」はいわゆる憲法に相当するのであるが、この第1条の表現は、すべての根幹にイスラームがあること、すなわちイスラームの原理は国家基本法よりも上位にあることを確認している。

実際、第7条では「サウディアラビア王国における統治は、その権力を神の書〔クルアーン〕と神の使徒〔ムハンマド〕のスンナ（慣行）に拠るものであり、本法および国家のすべての法において両者〔クルアーンとスンナ〕が裁定者である」と述べられているし、さらに「サウディアラビアにおける統治は、イスラーム法に基づいて公正、協議（シューラー）、平等に立脚する」（第8条）とされる。

イスラーム法の優位の下に国家が制定する法が位置しているという点では、サウディアラビアは明らかにイスラーム国家である、と言えよう。しかし、現代におけるイスラーム国家とは何か、という問題は実は意外に面倒な設問である。

国家体制を広く論ずるのは政治学、比較政治学の役割であるが、これまでは民主主義国家とか社会主義国家が何であるかという議論と並行して「イスラーム国家」が論じられることはなかった。法学部で授業されている比較政治学で、現代国家の一類型としてイスラーム国家が登場することはない。もちろん、東洋史においてはイスラーム国家が研究され、論じられてきたが、歴史学が扱うイスラーム国家はオスマン帝国をもって終了し、それ以降の国民国家群がイスラーム国家として語られることは 少なくとも、イランでイスラーム革命が起きるまでは 全くなかった。

つまり、イスラーム国家とは歴史上のイスラーム諸王朝を指す言葉であり、19～20世紀における伝統的なイスラーム世界の解体、植民地化、民族主義の高揚などによって、多くの王朝の命脈が尽きると、国民国家によってすべてが語られるようになった。国民国家の場合、イスラームをどのように扱っているにせよ、宗教的な事項は国内的なブラックボックスに入れられてしまい、「イスラーム国家」というカテゴリーで語られることはない。また、20世紀の世界的な傾向として、君主制が次第に消えゆくとの認識があり、サウディアラビアのような「イスラームに立脚する君主制」も近代化の流れの中で早晚姿を消していくであろう、とかつては考えられていた。

1979年のイランにおけるイスラーム革命は、「イスラーム政治」の復権をもたらしたが、同時に中東最強の君主国と目されていたパフラヴィー朝を倒して、「君主制から共和制へ」という流れを強める働きをももたらした。サウディアラビアから見れば、イスラーム政治の復権はよいとしても、イスラームに基づく君主制の正当性を再確立する必要に迫られる事態であった。

(2) 現代のイスラーム国家の類型

今日のイスラーム世界の9割は主流派のスナ派に属している。残り1割の大半が、シーア派の12イマーム派である。この派はイランで多数派を占めるほか、アラブ世界の中でもレバノン、イラクなどで最大宗派となっている。1979年のイスラーム革命以降、イランが急進的シーア派のリーダーとなったが、サウディアラビアはそれと対抗する保守的スナ派のリーダーである。

イスラームの主流を占めるスナ派では、イスラーム国家論は長らく「カリフ制」論として論じられてきた。古典期の議論は、カルカシャンディー（1418年没）によって集大成されて以降下火となったが、19世紀後半になってからカリフ制論が息を吹き返した。オスマン帝国がイスラーム世界の支持を集めるために、カリフの称号を用いたからである。第1次世界大戦に敗れて、トルコ共和国が成立する頃には、オスマン帝国の体制は「スルタン=カリフ制」として知られていたが、トルコ政府はこれを「スルタン制」と「カリフ制」に分離し、前者を1922年に、後者を1924年に廃止した。

実のところ、古典的なカリフ制は1258年のモンゴル軍によるバグダードの破壊とアッバース朝の滅亡で終了したのであり、トルコ共和国政府が廃止したカリフ制は、それとは歴史的にはつながっていない。しかし、1920年代のイスラーム世界では、カリフ制の廃止に怒る声が各地で吹き出し、正統なカリフ制の復興を願う声も広く聞かれた。サウディアラビアの建国はこれと同時期に進んでいたものであり、「正統」なイスラーム帝国としてのオスマン朝の崩壊は建国運動が成功に至る要因の1つになっている。とはいえ、当時のサウード家はアラビア半島の中央部を制圧した段階で、カリフ位の問題に関与するゆとりはなかった。トルコにおけるカリフ制廃止の直後にその職位を狙っていたのは、ヒジャーズ王のフサイン（在位1916-24）とエジプトのフアード王（1917-22：スルターン、1922-36：国王）であった。しかし、前者は、1924年にサウード家によってヒジャーズを奪われ、その王国は滅亡した。エジプトでは、1926年にウラマー（イスラーム学者）を中心にカリフ制会議が開催されたが、明確な結論を得ることはできなかった。同会議はエジプト国王を推挙することもなく、カリフ制の必要性和その再興にはイスラーム世界のコンセンサスが必要との決議をするにとどまった。サウード家のイブン・サウード王（当時は「ヒジャーズの王にしてネジュドのスルターン」と称していた）は、メッカで同年「イスラーム世界会議」を開いたが、これはカリフ位を狙うものではなく、むしろ2聖都があるヒジャーズ地方の統治権をイスラーム世界に認知させるのが目的であった。

このようにオスマン帝国の崩壊前後に「カリフ制」論が盛んになったものの、実際に13

世紀以降20世紀に入るまで力を持っていたイスラーム政治論は、「スルターン制」論と呼ばれる。カリフ制が中央公権力の正統性を中心とした理論であるのに対して、スルターン制論は現実主義の「実権制」論であり、いかに実態的な権力を認証するかという点に力点がある。この理論では、現に権力を持っている者が、イスラーム法の施行によって正当性を得る。具体的には、イスラーム法の護持者である法学者が、権力者の「お目付」となるかわりに権力者の正当性を保障し、権力者は法学者を保護して、イスラーム法の施行を保障することになる。つまり、統治者とイスラーム法学者の同盟である。これは、語呂合わせで「ウマラー（指揮官・首長の複数）とウラマー（学者の複数形）の同盟」とも言われる。オスマン帝国は、この実権制の一種であって、カリフ制とは本来関係がない。

18世紀のアラビア半島で起こったワッハーブ派の運動は、この「統治者と学者の同盟」をより純粋な形で復興しようとするものであった。彼らから見れば、オスマン帝国は統治者が恣意的に振る舞っており、正しいスルターン制ではなかった。それに対抗して、アラビア半島では、地方的な統治者であったサウード家と宗教指導者イブン・アブドゥルワッハーブとが盟約（1744年）を交わし、サウード家の隆盛とワッハーブ派運動の教宣が連携して進められた。そのときのサウード王朝はオスマン帝国の命を受けたエジプト軍によって1818年に滅ぼされ、現在のサウディアラビアは第3次サウード朝にあたるが、盟約の精神は継承されている。今日では統治者の側が圧倒的に優位に立って不均衡とはいえ、イスラーム学者との同盟は続けられている。

オスマン帝国の解体は、伝統的なイスラーム国家の形である「スルターン制／実権制」に基づく王朝の終焉を意味している。18世紀～20世紀初頭において、イスラーム世界のあらゆる場所で伝統的王朝が衰退した。そして、民族主義や共和革命の時代がやってきた。

伝統的な王朝と比較してみた場合、20世紀のイスラーム国家の類型として、次の4つがあげられる（1）ネオ・スルターン制：これは上に触れたように、統治者と学者の同盟を再興するもので、サウディアラビアが典型となる。（2）法学者の統治：イスラーム法を施行する意思も能力もなくした王朝に代わって法学者が直接統治すべきとの考え方である。スンナ派ではラシード・リダーが1920年代に「法学者元首制」（ムジュタヒドのカリフ制）として定式化したが、シーア派では、イラクのサドルが「法学者の政治指導」論として論究した。実際の体制として成立したのは、イランのホメイニーが唱えた「法学者の監督」論が、1979年の革命によってイラン・イスラーム共和国の統治原理

となつてからである。(3) イスラーム共和国：イスラームに立脚する共和国、という考え方は、伝統的な君主制が減び行く中で生まれた。もっとも早くからこれを施行したのはパキスタン、モーリタニアであるが、革命後のイランが統治理論として「法学者の監督」を採用する一方で、全体の体制をイスラーム共和国としたため、注目を集めるようになった。他に、イスラーム連邦共和国として、インド洋のコモロがある。(4) イスラーム国民国家：これはイスラーム世界の中の領域主権国家が、ムスリム(イスラーム教徒)がマジョリティーであることを暗黙の前提として国家運営を行ったり、公式にイスラームを正当性の柱としている(たとえば憲法で「イスラームは国教」とする)場合に成立する。国際社会全体の中では、そのルールにしたがって「国民国家」の体裁を採っているが、世界をイスラーム世界と非イスラーム世界で区別し、イスラーム連帯などを外交の指針の1つとする傾向を持つ。

以上の4つは、それぞれ次元の違う類型であり、重なり合うことも起こる。サウディアラビアは(1)として成立したが、現在では(4)に移行しているとも考えられる。統治者と学者の同盟を基礎とする(1)は、法学者が直接統治権を握る(2)とは対立する。スンナ派で(2)を最初に理論化したラシード・リダーは、当時カイロを拠点にイスラーム復興を提唱していた。彼は建国期のサウディアラビアの擁護者の1人で、彼自身サウディアラビアのリーダーシップに期待するところ大であったが、国家体制論をめぐっては明らかにすれ違っていた。イスラーム共和国について言えば、パキスタン、モーリタニアはもともと王国ではないので、共和制と言っても反君主制をイデオロギーとしているわけではない。それに対して、パフラヴィー朝打倒運動によって成立したイラン・イスラーム共和国の場合、君主制反対のトーンは高く、革命直後はサウディアラビアの王制崩壊を望んでいた。

4. 現代的な統治機構の整備：ファイサル体制とその継承

前節では、20世紀前半に成立したサウディアラビアを、イスラーム国家としてどのように位置づけるべきか概観した。しかし、このような基本的性格だけがサウディアラビアの実体を規定しているわけではない。20世紀後半において、同国は大きく変容した。国際的に見ると、石油によって富を得たこと、産油国としての重要性によって超大国の支援を受けたことが大きな意味を持っているが、現在に至る国内の体制を眺望するならば、新しい体制のあり方は、第3代国王であったファイサルによって礎石が置かれた。

第1代国王のイブン・サウードは、アラビア半島の大半を征服するとともに、版図内

の諸部族と婚姻関係を結んで彼らをサ우드家の支配体制と連携させ、さらに当時周囲の四方を支配下に置いていたイギリスとの間で国境の画定を行い、国名を定め、国際社会の認知を受けるなど、まさに「建国の父」と呼ばれるにふさわしい偉業をなしとげた。1953年の彼の死後、皇太子であったサ우드が第2代国王となり、ファイサルが皇太子となった。サ우드国王の治世は内政はともかく、激動する大戦後の中東政治を乗り切る力がなく、1958年にファイサル皇太子が首相となった。その後いわゆる「自由プリンス」が立憲君主制を要求するなど紆余曲折があったが、危機が深化して、結局1964年にはサ우드国王を廃位して、ファイサルが第3代国王として統治することになった。ファイサルが1975年に暗殺されたあと、ハーリド国王（1975～82）、ファハド現国王（1982～）と続くが、統治体制のあり方は基本的にはファイサル体制の継承・発展と言える。

国王になる以前の皇太子時代、首相時代を含めると、ファイサルは10数年にわたって同国の統治を行った（なお、統治経験について言えば、1926年にはヒジャーズ副王となってヒジャーズ憲法下の統治を体験し、1932年の王国樹立のあとには最初の外相となっており、もっともキャリアの長い王子の1人であった）。20世紀の半ばは、第2次世界大戦が終了し中東諸国のあり方が決められていく時期であり、そのような時代にファイサル王の統治があったことはきわめて大きな意味を持っている。

イブン・サウードは、自ら軍を率いて建国をなしとげたカリスマ的指導者として統治し、行政的にはごく小さな政府を持っているに過ぎなかった。財政的に見ても政府が小さかったのは当然で、後の石油大国としての時代のような行政機構は必要なかったのである。近代的な国家としてのサウディアラビアを作り上げたのは、ファイサルであった。彼の時代に、同国はさまざまな制度化を行い、近代国家の体裁と機能を整えた。

ファイサル国王が行った体制整備の内容と基本路線を概括するならば、（1）統治機構の整備、（2）社会・経済的な近代化、（3）イスラーム的正当性の維持、（4）近代性とイスラーム性の統合、（5）王族内のパワーバランスの維持、（6）石油資源を活用する福祉国家化、（7）部族主義の抑制と部族的アイデンティティの保持・強化、などが重要なポイントとして指摘できる。

これらの7点を個別に検討してみよう。（1）統治機構の整備：これがファイサル時代になされたことは、省庁の発展を見ても一目瞭然であろう。内閣制度が立ち上がったのは第2代サ우드王になってからであるが、省庁の実体はファイサル時代に大きく発展を遂げた。公務員数も、1960年の6万2千人から1980年には33万6千人に増加している。経済政策についても、1968年に中央計画庁が設立され、第1次5カ年計画が1970年に開

始された。初めて人口センサスが行われたのもファイサル治下の出来事であった。

次に、(2)近代化であるが、ファイサル時代にサウディアラビアは産油大国への道を歩んだが、石油収入を活用して、インフラを整備し、教育制度などの拡充に力が注がれた。1965年のテレビ局開局、会社法制定、1967年のアブドゥルアズィーズ王大学(ジェッタ)、イスラーム大学(マディーナ)の開学、同国最初の製鉄所、1968年の同国最初の精油所、などを見ても、意欲的な施策が示されている。女性の教育も1970年に最初の女子学部が開設されるなど、推進された。ただし、ファイサル国王がめざした「近代化」は、西洋の近代精神を摂取することではなく、実用的主義的なものであり、自国民に近代的生活を享受させることを目的としていた。近代文明の恩恵だけを移入することは、豊かな石油の富によって可能となった。

近代化の一方で、(3)イスラーム的正当性を維持することは、サウード家の支配にとって不可欠のことであった。ファイサルは、ウラマー(イスラーム学者)の協力を取り付ける努力を続けただけでなく、司法省を創設しウラマーを体制内に取り込むことに成功した。内閣制度を整備する中で、ワッハブ派の祖の子孫である「シャイフ家」のメンバーを閣僚に含める慣行も確立された。

近代化とイスラーム的正当性を2つの柱とすることは、ファイサル路線の基幹をなしている。このため、次に(4)近代性とイスラーム性の統合、という課題が生まれる。ファイサルは、「近代化を推進するが、自分自身は敬虔なムスリムで、イスラームに意を用いる国王」という役割を担うことで、これを実現した。この路線は、今日まで継承されている。ちなみに、国王の称号は1986年から「2聖都の守護者」に変更されたが、これがファハド国王の代に行われたことは興味深い。というのは、ファイサルを継いだハーリドが伝統派に分類される国王であるのに対して、ファハドは近代派・親米派の代表と目されているからである。1986年というタイミングは、通例では、イランからの脅威や国内でのイスラーム反体制派の勃興によって、イスラーム的正当性の強化が必要とされた、と説明されている。しかし、近代化とイスラーム的正当性の兼備というファイサル路線から見ると、近代化推進者として知られるファハド国王がもう一つの側面を強化しようとして、この称号を採用したとも考えられる。もちろん、それぞれの国王、王子によって、どちらの面が強いかは個人個人で分かれるが、国王の役割としては両面の兼備が必須とされるのである。

次に、(5)王族内のパワーバランスの維持、もファイサルによって確立された仕組みであった。国王と皇太子に、いわゆる近代派と伝統派を交互に配するなどしてバランス

を取る仕組みは、ファイサルによって作り出された。サウード家は王族であるがゆえに、血縁関係が人間関係と権力関係において重要な意味を持っているが、内紛を防止して全体の利益を守ることが個々の利益に優先することは言うまでもない。その点から見ると、このファイサル路線は大きな意義を持っている。なお、バランスが重要なのは、近代派と伝統派という問題だけではなく、ファハド国王を筆頭とするスデイリー兄弟（スデイリー部族出身の母から生まれた同腹の兄弟）とそれ以外の異母兄弟たち間のバランスである。現皇太子アブドゥッラーは非スデイリーであり、次期皇太子と目されているスルターンはスデイリーである。

近代化がそれ以前の社会を大きく変容させることも、ファイサルははっきりと意識していたようである。しかし、近代化は不可欠であり、社会の変化は不可避的なコストと考えられた。ただし、社会的な問題が生じないような対策が必要とされる。それを、ファイサル路線では、(6)石油資源を活用する福祉国家化、によって実現しようとした。きわめて低い税率、無料の医療、教育、補助金政策で安価な水道、電気といったものが、「イスラーム福祉国家」を現出させた（ちなみに、70年代末にイスラーム福祉国家論を提唱したM・ウマル・チャブラは、サウディ通貨庁の顧問であった）。

最後に、近代化がもたらす弊害へのもう一つの対抗策でもあったのが、(7)部族的アイデンティティの保持・強化、であった。ただし、これが建国以来の部族主義の抑制と並行している点を見逃してはならない。部族主義と部族的アイデンティティは同根のように見えるが、必ずしもそうではない。部族主義はそれぞれの部族への帰属意識を他の集団よりも優先する立場を意味する。しかし、部族的アイデンティティの強調は、サウディアラビアにおける伝統的文化、価値観としてのそれであり、ある意味では「国民文化の創造」とも言えるであろう。狭義の部族主義と結びついた遊牧生活については、すでにイブン・サウード王の時代から定住化政策によって抑制されていた。部族主義を否定しつつも、系譜的な矜持の維持を固有の文化として称揚することは、現在のサウディアラビアにおいては政策の基幹をなしている。

5. 今日の諸問題

さて、以上のようにファイサル時代に礎石が置かれた統治体制を瞥見した。これが現在まで発展・継承されているのであるが、すべてが安定的に、あらゆる面でポジティブに発展してきたわけではない。

まず、(1)統治機構の整備は、サウディアラビアの政治的・経済的發展に相応して、

必要な行政機構を生み出した。それとともに、官僚機構の拡張は、新しい教育制度の中から生まれる学歴の高い青年層に就業の機会を提供してきた。しかし、官僚機構の拡大には限界があり、近年高まっている雇用創出の必要性に応えるものではない。そもそも、行政機構の拡充は単なる雇用政策の手段ではないが、統治機構の整備も単なる行政の拡充に還元されるものではない。近代国家として必要な機構はファイサル時代以来整備されてきたが、多様化する社会のニーズを汲み上げるような仕組みは、十分作られているとは言えない。たとえば、90年代に、イスラーム派・民主派の両者から国王への「建白書」が出されたのは、そのような仕組みの欠如を雄弁に物語っている。1992年には、国家基本法とならんでシューラー（協議）評議会法が制定されたが、この評議会の「協議」だけで埋められるほどギャップは小さなものではない。

（２）近代化が、インフラの整備、教育や医療施設の発展、野心的な農業振興策など、さまざまな面で推進されたことは、あらためて述べるまでもない。同時に、近代化が歪みをもたらすことも周知の通りである。イランの事例に見られるように、歪んだ近代化が革命運動を助長する場合もあり、サウディアラビア国内での種々の問題点は急速な近代化、不均衡な近代化に起因するものと考えられる。80年代には、イランからの革命の波及という「脅威」が喧伝されたが、もともと革命は外から波及するものではない。国内に蓄積する社会・経済・政治上の矛盾とそれに対する広範な不満がなければ、革命は起こらない。外からの影響はそれなりに阻止されたが、それによって国内の矛盾が解決されたわけではない。さらに大きな問題は、そのような矛盾を緩和するための対応策である（６）石油資源を活用する福祉国家化が、ハーリド時代からファハド時代の石油収入の低減、財政悪化などによって、退行したことであろう。福祉の後退は、人口増加、失業者の増大と合わせて、国内的に深刻な問題となっている。

さらに、（３）イスラーム的正当性の維持については、王家と同盟している学者以外から、イスラームを求める声が挙がるようになった点が大きな変化である。ネオ・スルターン制は、統治者と学者の同盟を基礎としているが、前述のようにファイサル時代にこの同盟関係を統治機構の中に取り込むことが行われた。さらに、ファハド時代には、これを強化する必要がある、イスラーム法学の裁定を行う「最高ムフティー」の職を1993年に復活した。これらはいわばイスラームを国家が独占する方法ではあったが、実際には、国家による独占のゆえに、その外側からイスラームを主張する声生まれるようになった。教育制度が拡大し、イスラーム教育を通じて、それ以前になかったイスラーム学者の職場が増えたことも、この現象に寄与している。90年代の「若手ウラマー」によ

る政府批判によって、官製の路線とは異なるイスラームの声が存在することが明らかとなった。

王国の現状がイスラーム的に正しくないとの批判は、(4)近代性とイスラーム性の統合、という課題が困難なものであることの傍証であろう。ファイサル王は、両者を兼備するという国王のスタイルを作り出したが、社会的現実として両者を統合することは容易ではない。特に、1990年の湾岸危機は、「2聖都の守護者」が欧米の軍隊によってかろうじて防衛されるという、屈辱的な事態を生み出した。このことは、王制を支えるウラマーの間にすら不満を生み出したが、積極的に批判を展開した「若手ウラマー」は逮捕や説教禁止などの処分を受けている。イスラームを擁護する国家が、イスラームの実践を求める学者を弾圧する状態は、正常とは言えない。もちろん、政府を批判する学者の側がイスラーム的に正しいとは限らないが、国家のイスラーム的正当性をめぐる批判がこのように展開されることは、以前には考えられない事態であった。

さらに急進派は、イスラームの聖都を擁するアラビア半島が外国の軍隊に占領されている、とまで主張するにいたった。1995年のリヤドでの爆破事件、翌年のホバルでの爆破事件はその流れの中に位置しているであろうし、ウサーマ・ビン・ラーデンもアラビア半島を外国の占領から解放することを目的としている。ウサーマは、今日では米国によって世界最大級のテロリストと敵視されているが、もともとメッカの聖モスクの建設等で成長したビン・ラーデン財閥のメンバーの1人で、イスラーム防衛のためにアフガニスタンの反ソ闘争に参加した人物であった。聖モスクの建設、イスラームの称揚、アフガン支援と反ソ闘争といったことはすべて、80年代のサウディアラビアでは政府の公式の路線にも適合するものであった。1990～91年の湾岸危機・戦争を契機に、明らかになじめが生じたのである。

王位継承順位の設定を含めて、(5)王族内のパワーバランスの維持する仕組みがファイサルによって作られた。これは、今日まで有効に機能していると思われる。近代派と伝統派の対立として、王族内の対立がしばしば語られるが、その対抗関係はファイサル体制によって拮抗するように配置されたのである。時に、両派の対立が王家の危機を生むように言われるが、拮抗している限りは「折り込み済み」の問題と言えるであろう。しかし、均衡状態が続くという保障はない。問題が生じる可能性が高いのは、継承ラインが、現在のイブン・サウードの息子たちから次の世代に移る時であろう。現国王の兄弟たちはすべてイブン・サウードの息子たちであり、彼らの間はステイラー兄弟と非ステイラー兄弟という形で均衡が図られているが、次の世代は拮抗＝均衡の図式が定まっ

ていない。現在の均衡のルールをいつまで続けるのか、世代交代した場合の均衡のルールをどのように、どのようなものとして決めるのかは大きな問題であろう。近代派であれ伝統派であれ、ステイリー系であれ他部族系であれ、誰が国王、皇太子になるかは、王族である以上誰にとっても死活的利害がからんでいる。

最後に、(7)部族的アイデンティティの保持・強化であるが、これはサウディ的な共通文化として、サウディ人のアイデンティティ形成に役立っている。ただし、部族性を強調する以上、これが国民形成を推進するとは必ずしも言いきれない。すべての国が「国民意識の醸成」に励むべきという、古い公式では、このような状態は問題であろう。しかし、これはグローバル時代の産油国には、もはや不要の議論かもしれない。

6. 21世紀のサウディアラビア

新世紀を迎えた現在、サウディアラビア＝第3次サウード王朝も百年祭を終えて、第2世紀に突入したところである。はたして、新しい世紀において、このイスラーム王朝はその体制を覆すような根本的な危機に遭遇するのであろうか。あるいは、これまでいくつかの危機を乗り越えてきたように、現代的な状況に適応しながら延命していくのであろうか。

石油大国としてのサウディアラビアの地位は、現代文明の石油依存が当分続く以上、それほど簡単に変更されることはないであろう。しかし、石油資源が枯渇するのが何十年か先だとしても、現在の統治体制の「耐用年数」がそれより長いと楽観するわけにはいかない。最後に、サウディアラビアの今後の課題の中から1, 2の問題を取り上げて、本章を終えたい。

(1) イスラーム国家としての未来

イスラーム国家のままでサウディアラビアが20世紀を乗り切ったことは、世俗化・民主化が生き残りの鍵であると考えた者には驚きだったことであろう。イスラーム国家としての生き残り戦略を見る場合に、重要な出来事の1つは、1986年に国王の称号を「大権の主」から「2聖都の守護者」に変更したことであった。この変更は、サウディアラビアがイスラーム国家としては特殊である、と宣言する効果を持っていた。動員できるイスラーム的象徴(聖地の防衛、聖モスクの建設、巡礼の管轄権など)は、他国には手に入らないものであり、またイスラーム性を主張する根拠も、イスラーム国家であるべき理由も、他国とは異なることになる。しかし、もともとサウディアラビアの中心はア

ラビア半島中央部のネジユド地方であり、聖地の位置するヒジャーズ地方ではない。それ以前のサウディアラビアは、ネジユドを発祥の地とするワッハーブ派に力点を置く国家であり、その意味では、サウディ型のイスラーム国家を広めることが 実現性の有無はともかく ワッハーブ派のひそかな望みであった。しかし、「2 聖都の守護者」を世界に広めることはできない。

「守護者」は直訳すれば「奉仕者」である。いずれの訳語を使っても主眼は守護者たる君主にあるが、実は守護者こそが聖地によって守護されている面に目を向ける必要がある。つまり、守護者が聖地に奉仕する以上に、そのステータスによって守護者に正当性が付与されるのである。ワッハーブ派の教義に共感しないムスリムは世界に多くいるが、聖地を崇敬しないムスリムはいないし、聖地が維持されている限り、その守護者に敬意を払わない者もないであろう。いいかえると、イスラーム世界の盟主であることが、サウディアラビア国王により広範囲の正当性を付与するのであるが、同時に、それによって国際的な責任も増すことになる。

ファイサル王が60年代に「イスラーム同盟」を主唱したときには、世俗的なアラブ民族主義に対抗する意図が濃厚で、イスラーム世界での覇権を目指していたわけではなかった。しかし、1969年にイスラーム首脳会議の開催に成功し、イスラーム同盟の代わりに「イスラーム諸国会議機構（OIC）」の設立が決定されると、サウディアラビアは同機構の事務局をジェッダに引き受け、盟主への道を歩み始めた。イスラーム諸国の経済発展を助けるために、1975年にはイスラーム開発銀行が設立されたが、サウディアラビアは最大の出資者となっている。あまり知られていないが、同国は貧しいイスラーム諸国への水平的経済援助にも熱心である。石油大国としての責務を果たしているとも言えるが、このような努力があったからこそ、「2 聖都の守護者」との宣言がイスラーム世界に容易に受け入れられたのであろう。この称号はかつてオスマン帝国が用いていたものであり、単なる巡礼の管理者を意味するわけではない。イスラーム世界の中心部における正統な君主というニュアンスが、そこにはある。

これまでの経緯を見る限り、1986年以降の力点のシフトは、サウディアラビアがイスラーム国家として継続するためには有効に機能していると思われる。急進的でシーア派的なイスラーム国家としてのイランとの対立・競合も、とりあえず緊張緩和の状態に至り、危機の時代は過ぎた。しかし、逆に、従来が強力な支持基盤であったアラビア半島中央部で、ワッハーブ派の「若手ウラマー」による批判が起きている点は、不安要因である。ワッハーブ派の護持者という側面と「2 聖都の守護者」の側面を、どのように調

整していくかは今後の課題となっている。

(2) グローバル化の影響

国際的に見た場合、グローバル化はさまざまな次元で急速に進展している。サウディアラビアをはじめとするアラブ諸国もその影響を免れえない。グローバル化（アラビア語では「アウラマ」）は、アラブ各国で大きな議論を呼んでいる。

グローバル化に伴う問題の中で労働力の国際化の局面は、サウディアラビアでは逆進しているであろう。外国人労働者の絶対数、比率という点から言えば、以前の方がはるかに国際化していたのであり、それらの自国民と置き換えるサウディ化が進んできている（2000年にアラビア石油の利権が更新されなかったことは、一面では、外国人が大量に働く「外国系企業」がサウディ化の時代に合わないという側面を持っている）。むしろ、外国からの資本投資とサウディ人の海外進出が、今後の国際化の局面では重要となる。

グローバル化の高度情報化の側面については、すでに衛星放送、インターネットを通じた情報の浸透は進展している。イスラーム諸国では「有害」な情報に神経をとがらせており、サウディアラビアでも厳しい管理・制御を行っている。「有害」情報の最たるものは 日本などの場合と異なり 王制や政府の批判や内部情報の暴露などであろう。反体制派は、情報を浸透させようと努めているが、今のところ影響は限定的である。インターネットの完全自由化は当面ないであろうが、抑制するだけでは国際的な競争に対応できないことも明らかである。アラビア語のインターネット環境は90年代後半から急速に整いつつあるが、今後のサウディアラビアが国際的なデジタル・デバイドのどちら側に位置できるのかは、保守的なイスラーム国がグローバル化・情報化にどう対応するのかという観点から、興味深い問題であろう。

(3) 民主化の問題

欧米からは、サウディアラビアは「議会もない国」と見られ、民主化が主要な問題であるかのように考えられている。確かに、近代化によって誕生したいわゆる新中間層や、現在急速に増加しつつある青年層などが、いかに国の政策決定過程に参加していくのか、あるいは参加することでいかに国家体制を支えていくのか、ということは大きな問題である。近代化が、伝統的な社会の枠組みにはまらない人々を疎外していくのであれば、社会の安定は達成されない。しかし、この問題を「民主化」論として論じるのがよいのか、判然としない面もある。

サウディ側では、しばしば「西洋的な民主主義は、イスラームないしはサウディアラ

ピアの伝統に合わない」と語られ、また「イスラームのシューラー（協議）がもっとも優れた制度である」と言われる。国王や王子、県知事などが主催するマジユリス（会合）に誰でもが参加して、主催者に要望や不平を述べることができる制度は、「民主的」と呼ぶに値する。しかし、これが「麗しい伝統」であるとしても、それだけで近代化が進み、複雑になった社会の諸問題を解決できないことははっきりしている。

90年代に出された「建白書」は、民主化を求める派とイスラームを求める派から、全く異なる建白書が出された。どちらも、自分たちの声を政治に反映してもらいたい、という意味では、政治参加を求めているが、内容的な方向性は異なっている。サウディ社会が極性化しつつある可能性も大きいですが、両者を包摂することは決して不可能ではない。そうであれば、両方の方向をある程度満たすような政治参加の制度が必要とされている。

「民主化」論は、民主的制度として、西洋的な諸制度を意識的・無意識的に想定して議論を組み立てるが、もっと柔軟に考えることも必要であろう。一足飛びに、議会が主権を行使する立憲君主制、というようなイメージを前提とするのでは、サウディアラビアの現状とかけ離れてしまう。むしろ、サウディアラビアの現状に適した、より広範な政治参加の方法を、国内で案出できないのであろうか。たとえば、イスラーム学者が、イスラーム法の解釈の革新として、そのような方法を提起することはできないのであろうか。

これまで、サウディアラビアを「絶対王政」とする論評もなされてきた（今でも散見する）が、正確ではない。絶対王政において、国王が予算をテレビで国民に説明する状況は考えられないであろうし、このような単純化では革命以外に、政治参加の道はなくなってしまう。確かに、国王は強大な権力を握っているが、厳密に考えると首相としての権限に属する部分も大きい。いつまで、国王が首相を兼務する状態が続くのかという設問も、政治をより開かれたものにするという観点からは、有効である。

ファイサル体制は、統治機構を整備したが、それによって国王が権力を振るう道筋も公式化・制度化された。統治基本法の公布から10年が立とうとしているが、60年代に約束された同法が30年後に実現したことも、遅いとはいえ大きな進展であった。統治機構が明示され、法制化され、制度化されたものとなってきたとすれば、それをどのように、いかに改革し、社会の実態に適合させていくかが、同国の今後の課題となるであろう。政治参加の問題も、その過程で解決されなければならない。